

鳥取県公報

平成 25 年 5 月 20 日 (月) 号外第64号

毎週火・金曜日発行

			目	次		
\Diamond	告	示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (426) (
			漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (427) (漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (
			漁業経営毎年行女正賞金の貸付利率等の一部改正 (429)			
			IMARIO ACREVATO IPSE (180)	(")		Ü

示

鳥取県告示第426号

平成23年鳥取県告示第496号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成25年5月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第4条の規定による 利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例に よる。

平成25年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる相定を同表の改正後の欄に掲げる相定に「下線及び大枠で示すとうに改正する

	一月表の改正後の	阑に掲	に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。 					
改 正 後			改正前					
1 略			1 略					
2 規則第3条第2項の利子補給率	2 規則第3条第2項の利子補給率			2 規則第3条第2項の利子補給率				
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率		利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率				
			規則別表第1号、第5号又は第	年0.175パー				
			8号に掲げる資金(償還期限が	セント				
			8年以内であるものに限る。)					
			のうち当該資金を借り受けた者					
			の住所地を所管する市町村(以					
			下「市町村」という。) が年0.175					
			パーセントの割合で利子補給金					
			を交付するもの					
規則別表第1号、第5号又は第	年 0.225 パー		規則別表第1号、第5号又は第	年0.225パー				
8号に掲げる資金(償還期限が	セント		8号に掲げる資金(償還期限が	セント				
<u>8年</u> 以内であるものに限る。)			8年を超え9年以内であるもの					
のうち <u>当該資金を借り受けた者</u>			に限る。)のうち <u>市町村</u> が年0.225					
の住所地を所管する市町村(以			パーセントの割合で利子補給金					
<u>下「市町村」という。)</u> が年0.225			を交付するもの					
パーセントの割合で利子補給金								
を交付するもの								
規則別表第1号、第5号又は第	年 0.275 パー		規則別表第1号、第5号又は第	年0.275パー				
8号に掲げる資金(償還期限が	セント		8号に掲げる資金(償還期限が	セント				
<u>8年</u> を超え11年以内であるもの			<u>9年</u> を超え11年以内であるもの					
に限る。)のうち市町村が年0.275			に限る。)のうち市町村が年0.275					
パーセントの割合で利子補給金			パーセントの割合で利子補給金					
を交付するもの			を交付するもの					
略			略					
規則別表第1号、第5号又は第	年0.50パーセ		規則別表第1号、第5号又は第	年0.45パーセ				
8号に掲げる資金のうち市町村	<u>ント</u>		8号に掲げる資金のうち市町村	<u>ント</u>				
が <u>年0.50パーセント</u> の割合で利			が <u>年0.45パーセント</u> の割合で利					

子補給金を交付するもの

鳥取県告示第427号

平成23年鳥取県告示第497号(漁業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成25年5月20日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和44年鳥取県規則第61号)第3条の規定による 利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例に よる。

平成25年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改正前			
1 略			1	略			
2	規則第2条第2項の規定により上乗せする率		2	規則第2条第2項の規定により	上乗せする率		
	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率		利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率		
	規則別表第3号又は第4号に掲	年0.50パーセ		規則別表第3号又は第4号に掲	年0.45パーセ		
	げる資金のうち当該資金を借り	ント		げる資金のうち当該資金を借り	<u>ント</u>		
	受けた者の所在地を所管する市			受けた者の所在地を所管する市			
	町村が年 <u>0.50パーセント</u> の割合			町村が <u>年0.45パーセント</u> の割合			
	で利子補給金を交付するもの			で利子補給金を交付するもの			

鳥取県告示第428号

平成8年鳥取県告示第251号 (漁業経営維持安定資金の貸付利率等について) の一部を次のように改正する。 平成25年5月20日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成25年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改 正 前
貸付利率 利子補給率 <u>年1.0パーセント</u> 略	貸付利率利子補給率年0.9パーセント略

鳥取県告示第429号

平成8年鳥取県告示第252号(漁業経営安定資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。

平成25年5月20日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成25年5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前				
資 金 の 種 類 貸 付 利 率	利子補給率	資 金 の 種 類 貸 付 利 率 利子補給	給率			
規則別表第3号の資金 年1.0パーセント	略	規則別表第3号の資金 <u>年0.9パーセント</u> 略				
規則別表第7号の資金 年1.625パーセント	略	規則別表第7号の資金 <u>年1.525 パーセント</u> 略				
そ の 他 の 資 金 年1.0パーセント	略	そ の 他 の 資 金 <u>年 0.9 パーセント</u> 略				